

国内外貨建て送金サービス規約

第1条（適用範囲）

1. この規約は、当社が提供する国内外貨建て送金サービス（以下「本サービス」という）について定めるものであり、お客さまには、本サービスご利用にあたり、この規約の条項すべてに同意いただくものとします。
2. 本サービスは、日本の居住者（外為法規上の居住者）であり、かつ、当社の外貨普通預金口座をお持ちの個人のお客さまに限るものとします。
3. 満18歳未満のお客さまは本サービスをご利用いただけません。
4. 本サービスに基づく他行の国内本支店の口座宛の外貨建ての送金については、当社の「auじぶん銀行取引規約」第9条第1項、同規約第10条、同規約第12条第3項、および当社の「振込規約」はいずれも適用されず、この規約によって取り扱います。

第2条（本サービスの概要）

1. 本サービスは、お客さまの依頼にもとづき、以下の取扱い通貨に係るお客さまの外貨普通預金から送金先口座のうちお客さまが指定する同一通貨の口座（以下「指定受取口座」という）へ、一定額を送金するサービスです。
 - (1) 取扱い通貨
米ドル、豪ドル、ユーロ
 - (2) 送金先口座
他の金融機関の日本国内の本支店にある、以下の口座への送金に限るものとします。
 - ・お客さまご本人名義の口座
 - ・日本国内に本店のある生命保険会社または証券会社名義の口座
2. 送金金額、送金回数については、当社所定の制限があります。

第3条（定義）

この規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「支払指図」とは、お客さまの依頼にもとづき、当社が、指定受取口座へ一定額を入金することを委託するために、関係銀行に対して発信する指示をいいます。
- (2) 「支払銀行」とは、指定受取口座への送金資金の入金または受取り時の送金資金の支払いを行う金融機関をいいます。
- (3) 「関係銀行」とは、支払銀行および送金のために以下の全部または一部を行う他の金融機関をいいます。
 - ① 支払指図の仲介
 - ② 銀行間における送金資金の決済

- (4) 「送金人」とは、当社に対して本サービスを利用した送金依頼を行い、または、行おうとするお客さまをいいます。

第4条（個人情報の取扱い）

1. お客さまは、当社が関係銀行および支払銀行（以下個別にまたは総称して「関係銀行等」という）に対し、お客さまを特定するための情報（氏名、住所等）、お客さまから提出を受けた本人確認書類に記載された情報、お客さまの口座情報（店番、口座の種類、口座番号）および本サービスの利用に関する取引情報（送金依頼に際して入力した情報、送金依頼の変更・解除・組戻しに関する情報その他本サービスに係る送金依頼に関する情報）を提供し（関係銀行を通じて支払銀行に提供することを含む）、当該提供に係る情報を関係銀行等が以下の業務を行う目的において利用することに同意します。
 - (1) お客さまから受取人への送金処理等、本サービスを提供するため
 - (2) 本サービスに係る送金依頼の取扱いやその変更・組戻し等の可否等を判断するため
 - (3) 犯罪による収益の移転防止のための分析・確認を行うため、また当該目的のために監督官庁等の公的機関に提出・報告するため
 - (4) その他上記目的に付随する業務のため
2. お客さまは、関係銀行等が外国にある場合には、当社が当該外国にある関係銀行に対して、前項に定めるお客さまの情報を提供し、当該提供に係る情報を関係銀行等が前項各号の業務を行う目的において利用することについても同意します。
3. 当社は、当社が保有するお客さまの個人情報について、当社が別途定める「個人情報取扱方針」に従い取扱います。

第5条（送金依頼）

1. 送金人からの送金依頼は、以下のとおり取扱います。
 - (1) 送金依頼は、当社所定のホームページ上において当社所定の方法でご依頼ください。なお、お手続きは安定した通信環境下で行ってください。
 - (2) 本サービスにかかわるシステムのメンテナンスを行っている時間帯は、送金依頼の受付を停止します。
 - (3) 送金依頼を受付けるにあたり、外国為替関連法規上所定の確認および送金人の本人確認が必要になりますので、当社所定の依頼フォームに、送金目的のほか支払方法、送金人が当社に届け出ている氏名・住所・携帯電話番号・メールアドレスその他当社が指定する情報（以下「本人特定情報」という。）、送金金額、受取人口座番号または受取人の氏名・住所等当社所定の事項を正確に入力してください。
 - (4) 送金通貨は取扱い通貨（第2条第1項第1号）より指定してください。
 - (5) 外国為替市場の動向により関係銀行との受渡しができなくなり、送金の取扱いを停止または中止する場合があります。

- (6) 許可等が必要な送金のご依頼を受付けた場合、当社では送金依頼の受付をお断りすることがあります。なお、当社が許可等が必要な送金依頼を受付ける場合、その許可等を証明する書類の原本（または写し）をご提出いただきます。
 - (7) 送金依頼を受付けるにあたり、当社は、以下の方法の併用により送金人の本人確認を行います。この場合に虚偽あるいは事実と相違する申告等があった場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合には、当社は送金人からの送金依頼を承諾しない場合があります。これにより発生した損害について当社は責任を負わないものとします。
 - ① 当社所定の依頼フォームに入力された本人特定情報と、送金人が当社に届け出ている情報の一致を確認する方法。
 - ② 当社所定の本人確認書類をご提出いただき、本人確認書類に記載された氏名、住所および生年月日と、送金人が当社に届け出ている情報の一致を確認する方法。
 - (8) 当社は、送金人からの送金依頼の際に前号の本人確認を行ったうえ、当該送金依頼に係る取引を送金人の真正な指示に基づく取引として取扱います。
 - (9) 送金人による送金依頼の手続きが完了し、次条により当該送金依頼に係る送金委託契約が成立した後、当社は所定の期間内に送金の手続きを行います。
2. 前項による送金依頼に際し、法令等の定めにより、送金前に当社から送金人に対し、送金資金の用途および送金の目的等について確認させていただく場合があります。この場合において、送金資金の用途および送金の目的等について当社が必要な事項が確認できないと判断した場合、当該送金依頼に係る送金をお断りする場合がありますものとし、これにより発生した損害について当社は責任を負わないものとします。

第6条（送金委託契約の成立と解除等）

1. 当社が前条第1項による送金人からの送金依頼を承諾し、送金資金および送金にかかる手数料（以下「送金手数料」という）を引き落とししたときに、当該送金依頼に係る送金委託契約が成立するものとします。
2. 送金資金は送金人が保有する、送金通貨と同一の通貨建ての外貨普通預金口座から引落とします。
3. 送金資金および送金手数料の全部または一部の引落しができなかった場合（口座の解約や預金の差押え等の場合のほか、やむを得ない事情により当社が支払いを不相当と認めた場合も含みます。）、当社は送金人からの送金依頼は取消されたものとして取扱います。
4. 第1項により送金委託契約が成立した後においても当社が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めた場合は、当社から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当社は責任を負いません。

- (1) 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき、またはそのおそれがあるとき
 - (2) 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
 - (3) 送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
 - (4) 第5条第1項第5号に定める事態が生じたとき
 - (5) 本サービスが、マネーロンダリング、テロ資金・大量破壊兵器の拡散にかかる資金供与、または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、また利用されるおそれがあると当社が合理的に認めたとき
5. 前項による解除の場合には、第2項に基づき引き落としした送金資金を、当該引落しを行った外貨普通預金口座へ入金する方法により返却します。なお、この場合において、第8条第1項に基づき引き落としした送金手数料の返金はいりません。
 6. 前項に定める送金資金の返却に際して、当社の指示がある場合は、当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 7. 前二項による送金資金の返却について、当社が相当の注意をもって本人確認等を行ったうえで送金資金の返却をしたときは、これにより生じた損害について当社は責任を負いません。

第7条（支払指図の発信等）

1. 当社は送金委託契約が成立したときは、前条第4項により解除した場合を除き、送金人からの依頼内容にもとづいて遅滞なく関係銀行に対し支払指図を発信します。
2. 当社は送金委託契約に基づく送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・慣習、支払銀行その他の関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝送手段における要件等に従って次の各号の情報のいずれか、またはすべてを支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて当該情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は関係銀行によってさらに支払銀行におよび当該送金の受取人に伝達されることがあります。当社がこのような情報伝達を行うことについて送金人はあらかじめ異議なく承諾し、当社に対し事後においても何らの異議を述べることはできないものとします。
 - (1) 送金依頼として当社所定の依頼フォームに登録いただいた情報
 - (2) 送金人の住所、当社における口座番号、その他送金人を特定することができる情報
 - (3) 送金目的、送金原資、その他関係銀行から送金に関し求められた情報
3. 支払指図の伝達手手段は当社が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても送金人が特に指定した場合を除き同様とします。なお、送金人が関係銀行を指定した場

合、当社が適当と認める関係銀行を中継して当該指定に係る関係銀行を利用する場合があります。

4. 次の各号のいずれかに該当するときには、当社は送金人が指定した関係銀行を利用せず、当社が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当社は送金人に対し当社所定の方法にて速やかに通知します。
 - (1) 当社が送金人の指定に従うことが不可能であると認めるとき
 - (2) 送金人の指示に従うことによって送金人に過大な費用負担または送金遅延が生じる場合などで他に適当な関係銀行があると当社が認めるとき
5. 前三項の取扱いによって生じた損害について当社は責任を負いません。

第8条（手数料・費用）

1. 当社が第5条第1項による送金人からの送金依頼を承諾した場合、当社所定の送金手数料を送金人の円普通預金口座より引落とします。なお、当該送金依頼に係る送金に関し、関係銀行に支払うべき手数料・諸費用が生じる場合は、当該手数料・諸費用は送金人の負担とし、当該手数料・諸費用は送金人の円普通預金口座または送金通貨と同一の通貨建ての外貨普通預金口座から引落とします。また、支払銀行での送金資金の受取に係る手数料については受取時に受取人にご負担いただくものとします。
2. 本件送金依頼に関する照会、変更、送金の組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当社所定の手数料・諸費用をお支払いいただきます。また、照会、変更、送金の組戻しに関し、関係銀行に支払うべき手数料・諸費用が生じる場合は、当該手数料・諸費用は送金人の負担とします。これらの手数料・諸費用は送金人の円普通預金口座または送金通貨と同一の通貨建ての外貨普通預金口座から引落とします。なお、本件送金依頼の変更や送金の組戻しが行われた場合であっても、前項に定める手数料等の返却は行いません。
 - (1) 照会手数料
 - (2) 変更手数料
 - (3) 組戻し手数料
 - (4) 電信料、郵便料
 - (5) その他照会、変更、送金の組戻しに関して生じた手数料・諸費用
3. 送金情報に不足・誤り等があり当社へ送金資金が返却された場合、当社は前二項に定める手数料・諸費用の返却は行わないほか、関係銀行にて手数料・諸費用が差引かれる場合があります。

第9条（取引内容の照会等）

1. 送金人は送金依頼後に送金資金が受取口座に支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときはすみやかに当社に照会してください。この場合、当社は関係銀行に照

会するなどの調査を行い、その結果を送金人に報告します。なお、照会等の受付に際し、当社所定の依頼書の提出を求めることがあります。

2. 当社が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、当該支払指図に係る送金依頼の内容について送金人に照会することがあります。この場合、送金人はすみやかに回答してください。なお、当社からの照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合や不適切な回答により生じた損害について当社は責任を負いません。

第10条（入金不能時の取扱い）

1. 当社が発信した支払指図について、送金依頼にかかる指定受取口座がない等の事由（関係銀行による支払指示の拒絶等により送金ができないことが判明した場合を含む）により送金資金が返却された場合には、当社は返却された資金を、当該送金資金の引落しを行った外貨普通預金口座へ入金する方法によりお客さま宛てに返却します。この場合、第8条第1項に基づき引き落としした送金手数料の返金を行いません。また、これによって生じた損害について、当社は責任を負いません。
2. 前項の場合、当社は送金人に対して、当該事実をすみやかに通知します。なお、当該通知は、お客さま宛てに資金を返却した後となる場合があります。

第11条（依頼内容の取消し、変更、組戻し）

1. 送金委託契約の成立後は、その送金依頼内容の取消しおよび変更はできません。
2. 送金委託契約の成立後に送金人が、その送金の組戻しを依頼する場合には、次の手続きにより取扱います。
 - (1) 組戻しの依頼にあたっては当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当社が組戻しの依頼を受けたときは、当社が適当と認める関係銀行および伝送手段により依頼内容に従って、組戻し指図を発信するなど遅滞なく組戻しに必要な手続きを行います。
 - (3) 組戻しを承諾した関係銀行から当社が送金にかかる返戻金を受領した場合、その返戻金をただちに返却します。
3. 前項の組戻しに係る返戻金の返却の取扱いについては、第6条第5項および同条第7項の定めに従います。また前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当社の責に帰すべき事由によるものを除き、当社は責任を負いません。
4. 本条に定める組戻しは関係銀行または受取人による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等によりその取扱いができない場合があります。この場合には、送金人が受取人との間で協議してください。なお、組戻しができなかった場合でも、組戻し手数料は返却しません。

第12条（免責事項）

次の各号に定める損害について当社は責任を負いません。

- (1) 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害
- (2) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- (3) 関係銀行が所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- (4) 受取人名相違等の送金人の責に帰すべき事由により生じた損害
- (5) その他当社の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

第13条（準拠法）

この規約の解釈は日本法によって行われるものとします。

第14条（規約の準用等）

1. 本サービスに関し、この規約に定めのない事項については、auじぶん銀行取引規約等当社の他の規約の定めを準用するほか、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続に従うものとします。

第15条（規約の変更）

当社は、この規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

【2026年2月27日現在】